

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月26日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 17 号

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第1条の2 削除

第2条の前に見出しとして「（別表第1に定める事務等）」を付し、同条第5号を削る。

第3条第5号を削る。

第4条第4号を削る。

第5条第4号を削る。

第6条第5号を削る。

第7条第4号を削る。

第8条第4号を削る。

第9条第4号を削る。

第10条第4号を削る。

第11条第5号を削る。

第12条第5号を削る。

第13条第5号を削る。

第14条第5号を削る。

第15条第5号を削る。

第16条第5号を削る。

第17条第5号を削る。

第18条第5号を削る。

第19条第5号を削る。

第20条第5号を削る。

第21条第5号を削る。

第22条第5号を削る。

第24条第5号を削る。

第25条第5号を削る。

第27条第5号を削る。

第28条第3号を削る。

第30条第5号を削る。

第31条第5号を削る。

第32条第5号を削る。

第33条第5号を削る。

第34条第5号を削る。

第35条第2号ウを削り、同条第3号中「前号イ又はウ」を「前号イ」に改める。

第36条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第37条中「生活保護法（）」の次に「昭和25年法律第144号。」を加える。

第39条を次のように改める。

#### 第39条 削除

第40条第1号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同条第8号を削る。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。